

令和8年（2026年）5月18日

質問書に対する回答書

熊本市政策局東京事務所

委託業務名 令和8年度（2026年度）デジタルコンテンツ企業誘致促進業務

令和8年（2026年）5月8日に提出のあった質問について、以下のとおり回答します。

番号	質問	回答
1	<p>視察ツアー交通費・宿泊費について 該当仕様書箇所 6 業務内容 （1）首都圏等企業による本市視察ツアーの開催 ③ 本市視察ツアー運営に係る費用</p> <p>視察ツアー参加企業の交通費・宿泊費について、上限金額や想定単価等があればご教示ください。</p>	<p>視察ツアー参加企業の交通費および宿泊費につきましては、本市として上限金額や想定単価は特段定めておりません。</p> <p>ただし、首都圏等から視察に来訪される企業を受け入れるに当たり、必要な利便性や快適性が確保されるよう、適切な水準でご検討いただきたいと思います。</p>
2	<p>試飲提供について 6 業務内容 （2）東京ゲームショウ2026への出展 ② ブース装飾の企画</p> <p>東京ゲームショウ 2026 出展におけるブース内での試飲提供について、熊本市として想定する実施範囲および、主催者・保健所対応に関する役割分担があればご教示ください。</p>	<p>本展示会における試飲の提供につきましては、（展示会において飲食の提供が可能である場合）実施可能であると考えております。</p> <p>ただし、本事業は企業誘致活動の一環として実施するものであることから、その趣旨および目的を損なわない範囲で実施していただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、主催者および保健所との調整並びに対応につきましては、原則として提案者（受託者）においてご対応いただくことといたしますが、行政機関としての対応が必要な事項につきましては、本市において適宜対応いたします。</p>
3	<p>成果物の運用について 6 業務内容 （3）メディア活用</p> <p>本業務において制作するLP・記事・動画等の成果物について、業務終了後の運用主体および更新想定があればご教示ください。</p>	<p>本業務において制作されたLP・記事・動画等の成果物に係る著作権については、業務完了後、本市へ帰属するものとします。このため、当該成果物の運用主体は本市となります。</p> <p>なお、業務終了後の更新等の取扱いについては、現時点では未定であり、具体的な内容についてはお答えいたしかねます。</p>